

いただいたご質問について

比嘉政浩・2026年9月24日

原稿執筆の機会をいただいたこと、コメント、ご質問をいただいたことに感謝申し上げます。

第一に、の点

地方分権は必要と感じています。しかし体系的に学んだ経験はありません。

地域の皆さんが自主的に動くこと、必要であれば組織を作るとはとても重要なこと、地域課題解決のために必須なことと思います。労働者協同組合は3人で設立でき、事業制限は基本なく、届出制で、とても作りやすい。既存の大きな協同組合（JAや生協）には、自主的な組合員組織が数多くあり、これらが活発であることがJAや生協自体の持続可能性をあげるという認識も一般的にあります。おっしゃるように、自らの願いを実現するために動いた経験が実力となり、地方分権の前提整備につながるのでしょう。協同組合もそうした現場の一つでありたいと考えます。

第二に、の点

私が今から白地に絵を描くことができる全能者なら、自由度の高い協同組合法を一つ作り、所管官庁も一つにしたと思います。しかし、現実からスタートするしかありません。所管官庁を動かすべし、言わば一般協同組合法を一つ作るべし、は極めて困難な提案であると思います。

日本では、JAグループ、生協グループ、というように、協同組合の種類別に全国組織を組成してきました。異種協同組合間の連携は不十分であったと思います。各国では、協同組合法制が横断的で、協同組合側も協同組合全体で一つの全国組織を作る例が多いです。原稿では割愛しましたが、唯一類似の法体系をもつ韓国では、協同組合基本法をもって、異種協同組合が参加する協同組合連合会が設立可能になりました。日本でも韓国でも各協同組合法の成立時には切実な必要性があり各協同組合法が制定されたのだと思います。しかし課題が変化しました。法制定時に想定した事業範囲では対応できないし、地方に行けば行くほど、一つの組織で何とかなるほど状況は甘くはない。得手不得手が異なり、互いに協力できる組織を増やしていくしかありません。異種協同組合間の連携は必然だと思っています。

私が今年3月まで在籍した日本協同組合連携機構（JCA）は、日本では戦後初の異種協同組合（9種類）が参加する常設の全国組織です（2018年発足。法人格は一般社団法人）。異種協同組合間の連携は少しずつ進んでいますし、これを進める以外ありません。

ご質問のお答えにならないのですが、現場から動きを作ることが本筋と思っています。

第三に、の点

これもお答えできる力量はありません。

私は協同組合だけで地域課題が解決できるとは思いません。協同組合にできることは事業を通じた課題解決ですので、本当の意味で事業性がない（採算確保が展望できない）ことはできません。逆に言えば限界もあります。

原稿を通じて申し上げたかったことを、最も実感に近い言葉で表現すれば、なぜこれだけ地域が大変なのに、協同組合については、役割を限定しよう限定しようとするのか不思議だ、解き放てばよいのに、というところです。

行政主体による、法人格を特定した財政支援や、業務の排他的受注などは、あまりイメージしたことはありません。農産物の流通の合理化を図る組織なら JA であっても別の法人格でも支援する、子育て支援事業は、労働者協同組合であっても別の法人格でも支援する。そうしたことしかイメージしていません。誠に力不足で申し訳ありません。

以 上

2026 年 9 月 21 日

比嘉政浩「地域課題解決のため、協同、協同組合の力がもっと発揮できる仕組みを」に関する
ディスカッションペーパー

(公財)都市化研究公室 光多長温

論文、大変興味深く拝見いたしました。当方も、地域課題解決のために協同組合を活用することが必要だと思っておりました。国連で国際協同組合年を 2012 年以降、2 度も設けていることは始めて知りました。この世界的な動きの背景について筆者の理解ですが、1992 年にイギリスで PFI が開始され、国関係のプロジェクトが続き、1997 年頃から労働党政権で地方の PPP 事業が行われ、(筆者もいくつか現地を見に行きましたが)かなりの成果を挙げていました。小学校と図書館等を一体とした地域のコミュニティ施設を民間の SPC が運営して地域で大きな効果があったと思います。他方、フランスは(200 年の歴史を持つ)協同組合により地域の課題を解決する歴史を持っていたので、当初消極的でしたが、2004 年に(イギリスとは全く異なる)PPP を始めました。しかし、ドイツもフランスもなぜか PPP は余りパトスを得られなかったようです。これは、やはり両国とも協同組合や混合経済会社(SEM: Social Economic Mixture)の長い歴史があったことも影響していると思います。

イギリスを含め PFIPPP 事業は 20 年間くらいの(フランスは 10 年間くらい)の運用期間を経て、現在は新規の案件には適用しないこととなっています。これは、やはり、官の公共性(地域性)と民の収益性との桎梏が解決されなかったこと、及び PPP が病院、水道等の極めて公共性が高い事業に拡大したことの結果だと思っています。イギリスの病院 PFI を見に行きましたが、NHS の国ですから医療行為には一切入れませんでした。フランスは更にこの峻別は厳しく、建物で区切っていました。更に、フランスでの水道事業 PPP は、住民からの監視が厳しくほぼ住民と自治体出資会社が運営しており、公共事業の株式会社化に留まっていました(下水は民間に事業委託)。

これらの推移からやはり「公共がやるべきことは、公共がやる」ことに立ち返った、特に、地域問題の解決は他人(特に、民間企業)には任せないで自分たちでやるということに戻ったと思います。特に、フランスは公共の最大の役割は住民、国民への生活サービスの提供との歴史を持っていますので、この傾向は本来の自分を取り戻したとも言えます。事の継続性と企業経営感覚が必要なものには、旧来の SEM を更に改組し自治体等の出資比率を過半以上としています。ドイツでは、地域エネルギー共同会社(下水汚泥発電所)を見に行きましたが、住民の方々は自らの排泄物からできる地域冷暖房に安心感を持っておられました。

他方、フランスでは 1980 年頃から、イギリスでも 2000 年過ぎから地方分権が進展していることが背景にあると思います。ドイツは元々連邦制ですから税制も含めて地方分権です。特に、イギリス労働党政権でのイングランド地方分権は今世紀最大の改革とも言われ

ており注目されます。このような地方分権を進めるためには地域課題を解決するための事業・実施主体が必要です。ここに協同組合の意義が改めて見直されているのではないのでしょうか。

他方、日本は PFIPPP の導入当初からヨーロッパとは似ても似つかないスキームを導入し、(それが却って幸いしたのかも知れませんが) 現在でも続いています。当初、先に導入した韓国の PPP をかなり参考にしたのですが、行政法が異なるのであまり参考にはなりませんでした。

これらの中で、論者が仰る「地域課題解決のための協同組合の活用」には大きな期待を寄せたいと思います。そこで、いくつかの論点を申し上げたいと思います。

第一に、地域課題解決は地域が行うことが必要です。しかし、99 年の地方分権推進法以降、日本の地方分権は低下の一途を辿っています。フランスがほぼ地方分権を完成させ、イギリスが経済成長のための地方分権を推し進めている中で日本は真逆の方向に動いています(この地方分権の現状については、当財団の「甦れ、地方分権」で述べた)。高市政権では地方・地域〇〇という言葉がほぼ聞かせませんが、今回の高市政権の内閣改造でも地方創生は内閣府から総務省に移ると聞いています。地域課題解決のために協同組合を活用するにはまず地域の力をつける、地域が自ら課題を見出しこれを住民と共に解決していくという力をつける必要があると思います。鶏と卵で、先ず協同組合からやっていくのもあり得るかも知れませんが。

第二に、論者仰るように、これまでの日本の協同組合は全国を対象としたもので、所管官庁があります。法律制定もこれを背景にしております。今回、地域課題解決のための協同組合ということであれば、所管官庁をどうするか、総務省になるのでしょうか。前述の「甦れ、地方分権」でも述べていますが、現在の地方分権の換骨奪胎、中央集権化は総務省が率先して行っていることが大きいと思います(24 年の地方自治法改正や、今次、第 36 次地方制度調査会)。所管官庁をどこにするかは大きな課題となると思います。安倍政権でしたら内閣府でしょうが、高市政権は地方・地域関係を内閣府から総務省に移しつつあると思います。道州制であれば問題ないでしょうが・・・。

第三に、地域課題解決のための法律の内容についてです。「組合員の権利、出資金保護等の金融関係もありますが、出資者の募集、組織の運営方法等も必要かと思います。更に、地方公共団体からの財政支援の在り方、更には、フランスで経済界から訴訟が起りましたが地方公共団体からの業務の排他的受注の許容等々があると思います。

いずれにしても、現状閉塞状態にある日本ではぜひ検討すべき問題だと思います。問題提起していただいて誠にありがとうございます。更なるご意見をいただければ幸いです。

(以上)